

## 改正のJIS案の計画(案)

制定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定・改正・廃止する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	策定作成者	作成開始予定
JSA	電子	改正	C5445	電子機器用スイッチー 第1部:通則	Electromechanical switches for use in electrical and electronic equipment— Part 1: Generic specification	この規格は、2012年に制定した電子機器用スイッチの性能、試験方法などを定めた規格である。この規格の基となった対応国際規格はIEC 61020-1(Ed.1)であるが、2019年1月にEd.3が発行されており、我が国からの提案を基にスイッチの復帰力及び作動量の試験、並びに塩水噴霧試験が追加されるなど内容が大きく変わっており、対応国際規格との乖離を解消するべく改正が必要である。	この改正によって、我が国主導で標準化したパラメータ試験方法を電子機器用スイッチ規格に盛り込むことができ、スイッチの品質が高まる。また、国際適合することによってスイッチの円滑な国際流通が期待でき、我が国企業の製品の品質の高さから、国際競争力の強化に繋がる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格に合わせて、箇条番号等を変更 ・用語及び定義(箇条3)ユーザ及び用途の多様化に対応して、latchなどの用語定義を追加する。 ・試験(箇条4)次の試験を追加する。 復帰力試験、作動量の試験、及び塩水噴霧試験 さらに、複数の箇条に分散していた温度試験を一箇所にまとめて理解しやすくする。 また、砂じん試験の規定を図表などによって分かり易くする。	--	IEC 61020-1:2019 Electromechanical switches for use in electrical and electronic equipment — Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品(電子機器用スイッチ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	--	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気制御機器工業会	2020年4月
JSA	電子	改正	C6121	光増幅器—通則	Optical amplifiers — Generic specifications	この規格は、光増幅器(OA)及び光増幅器関連のアセンブリの通則について規定している。 この規格は、1996年に初版が制定された。一方IEC 61291-1(以下、対応国際規格という。)は初版が1998年に発行され、第2版が2006年に改訂された。この規格は、2010年に対応国際規格の第2版2009を基に改正された。その後、対応国際規格は、第3版及び第4版が2012年及び2018年に改訂された。第4版は第3版に比べ、2006年以降に発行又は改訂された光増幅器の測定方法を規定するIEC 61290規格群(対応JIS C 6122規格群)で用いる用語及び定義を追加した。 2010年に改正されたこの規格は、IEC TR 61292-3:2003に記載する分類法の概要及びIEC TR 61292-1:1998に記載する光増幅器用光部品の性能パラメータの用語及び定義を記載した。その後、IEC TR 61292-1は2009年に、IEC TR 61292-3は、2020年に改訂される見込みであり、最新の情報を反映させる必要がある。	IEC 61290規格群及びIEC 61291規格群規格群に対応するJIS C 6121規格群及びJIS C 6122規格群で用いる最新の用語及び定義を盛り込むことで、市場の混乱を避け、取引の円滑化を行うことができ、さらに市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1. 適用範囲:“適用範囲及び目的”から箇条名を変更。 2. 用語、定義及び略語:対応国際規格の第4版に合わせ、用語を追加及び削除する。 3. 要求条件:“必要条件”から箇条名変更。 4. 品質評価:“IECで審議中”を“JIS C 6121-5-2による”に変更。 5. 電圧安定性に関する要求事項:“IECで審議中”から“JIS C 61000規格群”による”に変更。 6. 測定方法:最新のJIS C 6121-5-2及びJIS C 6122規格群を引用。 附属書JA(参考)光増幅器用光部品の各種パラメータ:IEC TR 61292-1の最新版(第2版)の内容を記載する。 附属書IB(参考)光増幅器の分類:IEC TR 61292-3の最新版(第2版)の内容の4抜粋を記載する。現行の規格では箇条4(分類)を記載しているが、対応国際規格の第3版及び第4版では分類法は削除されたため、附属書JBIに記載する。	--	IEC 61291-1:2018 Optical amplifiers — Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第4号(性能、測定方法)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品(光増幅器)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	--	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会	2020年5月